漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定によ

次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意

山口県告示第七十三号

があったと認めた。 る届出を審査した結果、

平成二十九年三月十日

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程……………

○公安委規程

平成二十九年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

(建築指導課)

口

公公告

宇部都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課)

過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく市町道の改築に関する工事の完了 報

道路の区域の変更

○告示

目

次

平成 29年 3月10日 (金曜日)

柱島加入区 浮島加入区

久賀加入区

大島町加入区

平郡加入区

通津加入区

室津加入区

下松加入区

黒井加入区 藤曲浦加入区 秋穂加入区

角島加入区

南風泊加入区 宇部市東部加入区 櫛ケ浜加入区 祝島加入区 神代加入区

宇部岬加入区 平生町加入区 六連島加入区 戸田加入区 大畠加入区

長門加入区

蓋井島加入区 新宇部加入区 新南陽加入区 光加入区

大島加入区

見島加入区

須佐加入区

山口県告示第七十四号

いて一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。 その関係図面は、平成二十九年三月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

山口県知事 村

岡

嗣 政

平成二十九年三月十日

道路の種類 一般国道

三一五号

Ŧī.

区

路 線 名

道路の区域

二の一地先まで 同郡 同町大字福田上字持溝一二一 一三〇六の一地先から 可武郡阿武町大字福田下字びわノ甲 間 旧新別 新 旧 最最 広狭 最最 広狭 敷 (メートル) が地の幅員 五六 五九 七九 00 延 <u>Э</u> 四 兀 八七:一 八七・一 ル長 完了による。道路改良工事の 備

考

道路の区域 道路の種類 区 線名 県道 山口福栄須佐線 間 新別 (メーク) ト に に し 員

村 岡 嗣 政

山口県知事

ダ延 . ト ル 長

備

考

道路の区域

X

間

旧新別

敷

(メートル)が地の幅員

(メ) |

· ト ル 長

備

考

路

線 名

宇津本村線

道路の種類

の同一阿 の同六阿 一長夹 L . Э 一般国道三一五

	1		-	広 三 七	3		-
		旦よら 三るコ 一。事	五九六・五	最狭一一・六	新	なでまた。大字福田下字春木四五一	売同− ま町#
同市見島字苗代萩市見島字名切	宇津本村線	. の三 I 区-	五九六・五	最族 一五·五	旧	によっな では で </td <td>)郡 -阿 h武</td>)郡 -阿 h武
供	路線名	<u>+</u>	(メートル)	敷地の幅員	旧新別	間	区
						域	道路の区:
						名 益田阿武線	線
同郡 同町大字阿武郡阿武郡阿武郡阿武郡	三一般五国					埋類 県道	道路の種
供	路線名						
	J.	(号の根) (号の般) (重の) (国) (因の) (因の) (因の) (因の) (回) (因の) (因) (因) (因) (因) (因) (因) (因) (D	五九六・五	最狭 三七・〇	新	7 1	先同- ま町:
二十九年三月十日	平成二十	艮 工 事] - 3		光からい一大字福田上字柳田一一	の郡 一阿武
般の縦覧に供する。	いて一般の縦	号の道路の区域の国道三一五	五九六・五	最狭 一五・五	旧		

用

開

始

0)

X

間

供用開始の期日

山口県知事

村

畄

嗣

政

同郡 同町大字福田上字持溝一二一二の一地先まで阿武郡阿武町大字福田下字びわノ甲一三〇六の一地先から

十一日平成二十九年三月

山口県告示第七十六号

用

開

始

0)

X

間

供用開始の期日

同市見島字苗代六一六の萩市見島字名切五七六の

一地先まで

十一日平成二十九年三月

る市町道の改築に関する工事を次のとおり完了する。 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号) 第十四条第一項の規定によ

平成二十九年三月十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

田山市陽小	市	
小野	名	
有市帆	路	
大休	線	
線道	名	
ま同一山で市地陽		
先小 か野 ら田	工	
市局大	事	
大字有帆	完	
字下指月	了	
月二二二	区	
一の一地	間	
地 先 の		
道	種工	
路改良	事	
	類の	
月平 十成	了工	
宣	年事	
九	月の	
等 三	日完	

山口県告示第七十七号

計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市

平成二十九年三月十日

路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、

次のとおり道

山口県告示第七十五号

同市見島字苗代六一六の萩市見島字名切五七六の

一地先まで

旧

最最 広狭

二 七五 · 六二

六五七・〇

新

最最 広狭

三 一七 · 六二

六三六・六

完了による。 道路改良工事の

山口県知事 村 尚 嗣 政

宇部市 施行者の名称

都市計画事業の種類及び名称

宇部都市計画公園事業五・六・一常盤公園

几

事業施行期間 昭和三十二年三月二十五日から平成三十四年三月三十一日まで

貞三丁目及び亀浦一丁目 宇部市大字沖宇部、大字上宇部、 開三丁目、 開四丁目、 開五丁目、 野中三丁目、



(六四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

二十八年十月二十五日山口県公告 下関市から意見を聴きました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成 (四三〇) に係る大規模小売店舗について次のとおり

政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十九年三月十日から同年四月十日までの間、 山口県商工労働部商

平成二十九年三月十日

口

Ш 口県知事 村 岡 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

Щ

名称 所在地 下関市長府中土居本町五九〇 アルク長府中土居店

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六五) 下関都市計画道路の変更の案の縦覧

り、当該変更に係る下関都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。 画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によ 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、下関都市計

平成二十九年三月十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

都市計画の種類及び名称

下関都市計画道路三・四・十四下関駅旭線

都市計画を変更する土地の区域

下関市幡生町一丁目及び幡生町二丁目

変更の内容

 \equiv

区域及び構造の変更

則

都市計画の案の縦覧期間

兀

平成二十九年三月十日から一 一週

都市計画の案の縦覧場所

Ŧī.

山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課

都市計画の種類及び名称 下関都市計画道路三・四・十六旭山の田

都市計画を変更する土地の区域

下関市幡生町一丁目、幡生町二丁目、

幡生宮の下町及び生野町一丁目

三 変更の内容 位置、区域及び構造の変更

都市計画の案の縦覧期間

兀

平成二十九年三月十日から一

五. 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課

(六六)平成二十九年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。 建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、 平成二十九年二級

なお、 試験の実施に関する事務は、 公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせ

平成二十九年三月十日

ます。

山口県知事 村 嗣 政

号

試験の日時

試	木造建	試	二級建	区
験	築士	験	築士	分
製設	学	製設	学	科
図計	科	図計	科	目
平成二十九年十月八日(日曜日) 午前十一時から午後四時まで	分まで	平成二十九年九月十日(日曜日) 午前十一時から午後四時まで	で 平成二十九年七月二日(日曜日) 午前十時から午後五時十分ま	日時

試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二 山口県セミナーパーク

試験の科目

建築計画、 建築構造、 建築施工及び建築法規

四 受験資格 設計製図

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者であること。

受付場所における受験の申込み

五.

受験の申込みの受付期間及び受付時間

から午後五時まで 平成二十九年四月二十日(木曜日)から同月二十四日 (月曜日) までの午前十時

受付場所

山口市大手町三番八号

口県建築士会館会議室

受験申込書の提出方法

受験申込書は、山口県建築士会館会議室において本人が直接提出すること。

郵送による受験の申込み

ち、平成二十八年以前の二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験票若しくは い事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に該当す 合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得な 過去に二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験をしたことがある者のう

る者に限り、郵送により受験の申込みをすることができる。

受験の申込みの受付期間及び受付時間

四月十七日までの消印のあるものは、有効とする。 平成二十九年四月三日(月曜日)から同月十七日(月曜日)まで(平成二十九年

受験申込書の提出方法

団法人建築技術教育普及センター本部(郵便番号一〇二-〇〇九四)宛に送付する 必ず簡易書留とし、東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル公益財

インターネットを利用する方法による受験の申込み

うち、公益財団法人建築技術教育普及センターに対して、この試験の受験の申込み ターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができる。 に必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り、 平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験の申込みをした者の イン

受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十九年四月十日(月曜日)午前十時から同月十七日(月曜日)午後四時ま

合格者の発表

学科試験合格者

二級建築士試験

平成二十九年八月二十二日 (火曜日) 頃

2 木造建築士試験

平成二十九年九月五日 (火曜日) 頃

最終合格者

平成二十九年十二月七日 (木曜日) 頃

その他

関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。)次の場所 日)から同年四月二十四日(月曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に において行う。ただし、一般社団法人山口県建築士会においては、 試験案内、受験要領、受験申込書等の配布は、平成二十九年三月三十一日 (土曜日) 及び同月二十三日 (日曜日)についても配布を行う。 同月二十二日 (金曜

一般社団法人山口県建築士	西己
人山口	布
県建築	場
会	所
山口市大手町三番八号	所在地

 (\Box)

山陽小野田市建設部建築住宅課 周南市都市整備部建築指導課

山陽小野田市日の出一丁目

一番一号

山口県建築士会岩国支部

山口県建築士会館

山口県建築士会防府支部

萩市土木建築部建築課 柳井市建設部都市計画・建築課 長門市建設部都市建設課 光市建設部建築住宅課 宇部市都市整備部建築指導課 下松市建設部住宅建築課 下関市都市整備部建築指導課

光市中央六丁目一番一号 防府市大字新田二〇三三の一 周南市銀座二丁目一三 柳井市南町一丁目一〇番二号 長門市東深川一三三九の二 萩市大字江向五一〇 宇部市常盤町一丁目七番一号 岩国市尾津町一丁目六番三四号 下松市大手町三丁目三番三号 下関市南部町一番一号 株式会社防府建設事務センター内 株式会社吉村設計事務所内

人建築技術教育普及センター中国四国支部(電話○八二−二四五−八○五五)にす この試験についての問合せは、広島市中区大手町二丁目一一番一五号公益財団法

 (\equiv) 学科の試験当日に試験場に掲示する。 術教育普及センター各支部及び一般社団法人山口県建築士会に掲示するとともに、 設計製図の課題は、平成二十九年六月七日(水曜日) 頃から公益財団法人建築技

Щ

口

山口県公安委員会規程第一号

次のように定める 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を

平成二十九年三月十日

Ш \Box 県 公 安

委 員 会

口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程 (平成元年山口県公安委

員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

第百一条の六第四項の項の次に次のように加える。 「第97条の2第1項第3号イ」や「第97条の2第1項第3号イ・第5号」に改る、 別表第一の七十一の表第九十七条の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項の項中 同表

第 101 条の7第4項・第 5項	第 101 条の7第 1 項・第 2 項
臨時高齢者講習の実施及び通知	臨時認知機能検査の実施及び通知

第四号の項中「中陞車鞴昭」を「中陞車鞴昭、様中陞車鞴昭」に改める。 項中「画名」を「画名又は医哥の影断書の端田命令」に改め、同表第百八条の二第一項 別表第一の七十一の表第百二条第一項・第二項・第三項・第四項・第五項・第六項の

に改め、同項の次に次のように加える。

第32条の3第2項 緊急用務のための準中型自動車の運転資格審査

別表第一の七十二の表第三十二条の四の項中「瓣32※の4」を「瓣32※の3の2瓣2

務の認定」を削り、 別表第一の七十三の表第九条の九第一項第二号の項中「註びに剽労労・関策・協力の必要を関する。 同項の次に次のように加える。

過」に改める。

第9条の9第2項第2号 | 副安全運転管理者の資格の認定

別表第一の七十三の表第二十九条の二の二第一項の項の次に次のように加える。

第29条の2の4第4項、 第29条の2の5第4項

理由を証する書類の受理

号の項中 別表第一の七十三の表第三十三条第四項第二号ニ〔準用〕 「第33条第4項第2号ニ」を「第33条第5項第2号ニ」に改め、 第三十四条の三第一項第三 同表中

第38条第/4項 第37条の2第2項 第38条第/5項 を

第38条第/5項 第37条の2の2第2項

第38条第/6項

に改め、 同表第三十八条の

几 の四の項中「辮38糸の4の4」を「辮38糸の4の6」に改める。 附 則